社会福祉法人小鳩会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び旅費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び旅費交通費はこれを支払わないものとする。

	報	酬(日額)	旅費交通費(日額)		
理事会出席報酬等	5000円		3000円		

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び旅費交通費を支払うことができる。 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び旅費交通費は これを支払わないものとする。

	報酬(日額)	旅費交通費(日額)		
評議員会出席報酬等	5000円	3000円		

- 3 交通費の実費が、旅費交通費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 評議員選任・解任委員はこれに準ずる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に あたった場合は、別表1により報酬及び旅費交通費を支払うことができる。
- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に あたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施 設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費交通費を支払うことが できる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営 状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費交通費を支払う ことができる。
- 4 交通費の実費が、旅費交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給

することができる。

旅	費	報酬(日額)	宿泊費 (日額)	旅費	その他	
実	費	5000円	実費	実費	実 費	

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、 出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

- 第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この 規程を適用することができる。
- 2 評議員選任・解任委員の報酬はこれに準ずる。

附則

この規程は、平成29年6月1日から適用する。

別表1

名称	報	福	旅費交通費	備	考
理事長業務報酬等 (日額)	5000円]	3000円		
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5000円		3000円		
監事監査指導報酬等 (日額)	5000円]	3000円		